

富良野市子育て世帯応援事業

子育て世帯宅地取得支援事業説明書



「美しい」のその先へ。
WA!がまち いらの



【お問い合わせ先】

〒076-8555

北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市総務部財政課

電話 0167-39-2306

1. 子育て世帯宅地取得支援事業の概要

この事業は、住宅建設による定住を促進し、子育て世帯の生活環境の向上、地域経済及び地域コミュニティの活性化を図るため、市が所有する未利用地を有効活用した子育て世帯への宅地取得支援を目的としています。

2. 子育て世帯宅地の物件

富良野市東町 4 番（東町公営住宅団地跡地）2 区画

- ① 280.00 m²（約 85 坪）公募価格 2,296,000 円
- ② 280.01 m²（約 85 坪）公募価格 2,296,000 円



3. 子育て世帯宅地の申し込みについて

(1) 申し込み方法

子育て世帯宅地（子育て世帯宅地取得支援事業で販売する宅地）を希望する人は、「子育て世帯宅地譲渡申請書」（様式第 1 号）に必要事項を記入して申し込みして下さい。公募期間に複数の申し込みがあったときは、抽選により決定いたします。

(2) 公募期間

令和8年5月11日（月曜日）～令和8年6月1日（月曜日）

※ 土・日・祝日を除く午前9時00分～午後5時00分

(3) 抽選日時

令和8年6月3日（水曜日）14時00分

富良野市複合庁舎1階 富良野文化会館 会議室Aで、申請者（委任可）による抽選を行います。

（該当者が1名しかいない場合は抽選を行いません）

(4) 申し込みに必要な書類（提出された書類は返還いたしません。）

ア 子育て世帯宅地譲渡申請書（様式第1号）

イ 入居しようとする者全員の住民票

ウ 調査同意書兼誓約書（様式第2号）

エ 妊娠中の場合は、母子健康手帳の写し

オ その他市長が指示するもの

(5) 申請書の書き方

ア 申請書は、黒色又は青色のボールペンで正確に記入して下さい。

イ 各欄に記入の無いもの、記入内容が不明瞭なものや事実と異なった記入をした場合には、申し込みが無効となります。

ウ 「現住所」には申請時現在、住んでいる場所を記入して下さい。

アパート・寮等に住んでいる方は、その名称及び部屋番号を、また、親・親族・他人の家に同居、間借り等をしている方は、その家の世帯主名を記入して下さい。

エ 「同居予定者」の欄には、続柄、年齢（申請日）を正確に記入してください。

(6) 申し込みに際しての注意事項

ア 申し込みの際には、本書の内容及び事前の現地確認等、分譲地及び付近の状況等を十分に確認のうえ、申し込みを行って下さい。

イ 申し込み後の希望区画の変更、記載内容の変更については、原則として応じられません。

ウ 申請書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき、

事実と異なることを書いて申し込んだとき、必要書類が提出できないときは、申し込みを無効とします。譲渡後に判明した場合も同様とします。

(7) 申し込み先

〒076-8555

北海道富良野市弥生町 1 番 1 号 富良野市複合庁舎 3 階
富良野市総務部財政課（電話：0167-39-2306）

(8) 申し込み方法

申し込みに必要な書類を富良野市総務部財政課（3 階）に「提出」してください。

※ 重要事項説明を行いますので、極力持参願います。

やむを得ず郵送となる方は、レターパックライトか簡易書留郵便で提出期限までに届くように余裕をもって発送してください。

4. 申し込み資格について

子育て世帯宅地が属する地域の自治会（町内会等）の行事に、積極的に参加できるほか、次の要件を全て満たす者

- (1) 子育て世帯夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で、中学生以下の子ども（申し込み時に妊娠中である場合を含む。）を持つ世帯であること。
- (2) 宅地引き渡しの日から 3 年以内に市内建設業者と契約を締結し、住宅を建設して居住する者
- (3) 売買代金の支払いが可能である者
- (4) 土地及び住宅の所有者となる者
- (5) 申請者又は同居予定者が、建築した住宅に 10 年以上居住する者
- (6) 住宅建築後、速やかにその住所地に生活の本拠及び住民票を移動させることができる者

- (7) 市税等公共料金に滞納がない者
- (8) 富良野市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 28 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当しない者
- (9) 宅地引き渡し後に生じた問題について、自らの責任において解決することができる者

5. 譲渡条件等について

- (1) 土地の引き渡し
売買代金の完納後に引き渡します。
- (2) 住宅の建設及び使用目的
土地引き渡しの日から 3 年以内に、居住するための一戸建て住宅を建設していただきます。周辺環境に害をもたらしたり、近隣に迷惑を及ぼす恐れのある行為はできません。
- (3) 転売等の禁止
子育て世帯宅地及び建設した住宅の転売及び転賃は、原則できません。
- (4) 買戻しの特約
前（1）～（3）に記載する事項又は契約内容に違反したときは、売買代金をもって買い戻すことができる旨の特約を付け、期間は登記完了日から 10 年間以内とします。
なお、買戻特約の登記は、所有権移転登記と同時に付記します。
- (5) 所有権移転登記
所有権移転登記は、売買代金の完納後に、富良野市が行います。ただし、登記に要する費用（登録免許税）は、譲受人の負担となります。
- (6) 宅地の共用について
申請者の父母、子、配偶者又は配偶者の父母及び子の配偶者（同居する者に限る。）の範囲で共有できます。

(7) 公租公課

子育て世帯宅地についての公租公課は、宅地引き渡し日以後、譲受人の負担となります。

6. 譲渡の決定・通知について

申請者の資格、提出書類の審査を行い、富良野市子育て世帯住宅取得支援に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、公募期間に複数の申し込みがあったときは、抽選により譲受人を決定します。

譲渡が決定した方に対しては、後日「子育て世帯宅地譲渡決定通知書」（様式第3号）により通知し、不承認になった場合は「子育て世帯宅地譲渡不可通知書」（様式第4号）により通知します。

7. 土地売買契約の締結と売買代金の納入について

(1) 譲渡契約

譲渡が決定した方には、決定通知日から1月以内に土地譲渡契約を締結していただきます。

なお、期間内に契約の締結をされないときは、辞退とみなし譲渡の決定を取り消します。

(2) 売買代金の納入方法

売買代金は、土地譲渡契約締結日から起算して90日以内、または翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに全額を納入してください。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。

8. 土地の引き渡しについて

市は、売買代金納入の確認がされたときは、当該土地を現状のままで譲受人に引き渡します。

譲受人は、本件土地の引き渡しを受けた後、当該土地を使用することができます。

引き渡し完了後は、当該土地の管理責任は全て譲受人に移転されます。

9. 重要事項及び注意事項について

- (1) 宅地の地盤高、法面等は現状有姿で引き渡します。
- (2) 子育て世帯宅地は、切土又は盛土によって造成したものであり、地盤の強度（支持力）は宅地によって異なります。
建築に際しては、地盤、地質などを充分調査して、適切な基礎工事を行って下さい。
- (3) 造成及び建築工事に際しては、排水問題、日照権、敷地境界等を隣接者と事前に充分調整を図り、後日紛争等が生じないように注意して下さい。
- (4) 居住地の自治会（町内会）等の活動には、積極的に参加して下さい。
また、自治会費等は事前に自治会長等に確認して下さい。
町内会は、「東町第1町内会」になります。
土地の登記後に、町内会長さんに土地所有者様のお名前をお知らせすることを了承願います。
- (5) この説明書にない事項については、富良野市子育て世帯宅地取得支援に関する要綱及び土地譲渡契約書の定めによるものとします。